

ひろしま労働

2004・7
JUL

No. 358



平成16年度 広島県勤労青少年の日記念フォーラム

テーマⅠ ぴったりの仕事を探そう!
自分に 適任+活かす仕事探しのコツ

テーマⅡ 仕事と結婚の両立
工夫と本音

テーマⅢ 楽しい結婚式の作り方
あなたと伴侶の結婚プラン

これからペンション! 未来へバツシン!!

仕事と結婚 マイライフ

やっぱり気になる「あのこと」「このこと」。みんなで楽しく考えよう。
あなたが惹かれるテーマはどれ?

日・時 平成16年 7月10日(土)~11日(日) [1泊2日]
■10日12:30開会 ■11日14:00解散予定

場 所 国立江田島青年の家 広島県江田島市津久保1-1-1

対 象 15歳から35歳程度の青少年 (40歳未満を限る)

内 容 テーマ別セミナーや交流会など

参加費 3,000円 (1泊2泊)

定 員 150名 (先着順)

受付開始 6月3日(木)

テーマⅣ 人生のシミュレーション
(マネープラン編)

テーマⅤ 遊びながら体験
人間関係づくりのポイント

主催 広島労働局、広島県

主 要 内 容

- 働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー 2
- ひろしま女性起業塾受講者募集/ひろしまベンチャー助成金ビジネスプラン募集 ... 3
- 中小企業特別委託事業対象企業の募集 4
- 「ひろしま若者しごと館」がオープンしました! 5
- 労働相談コーナー 6~7
- 地域雇用受皿事業特別奨励金について/巡回雇用労働相談会 8
- 全国安全週間 9
- 県内製品愛用運動強調月間のお知らせ 10
- 広島県の主要労働経済指標 11
- 在宅ワーク支援事業/次世代育成支援について 12

編集発行 広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室

働く女性のポジティブ・アクション推進セミナー

～輝く未来は自分でつかむ～

受講料無料

あなたは、職場で十分に能力を発揮できていますか。
自分らしく活躍するために、何が必要なのか、自分には何ができるのか・・・
一緒に考えましょう！

プログラム

◆ 基調講演

「記者から見たポジティブ・アクションの現状」

講 師：中国新聞社 論説委員 坂井 幸 氏

- ◆ グループディスカッション ～職場で輝く自分になるためのきっかけをつかもう～
・働く女性を取り巻く課題について考える

◆ まとめ

開催地	と き	と こ ろ	定 員
呉	平成16年7月29日(木) 13:00～17:00	広島県呉地域事務所 呉市西中央一丁目3-25	30名
広島	平成16年8月25日(水) 13:00～17:00	エソール広島 広島市中区富士見町11-6	70名
福山	平成16年8月26日(木) 13:00～17:00	福山市男女共同参画センター 福山市西町一丁目1-1 福山ロッヂ地下2階	40名

【受講対象者】

事業主（中小企業）から推薦された中堅女性労働者
職場のリーダーを目指す女性労働者

【申込方法】

推薦者又は受講希望者は、はがき・FAX・メール等で申込事項を記入の上、下記へお申し込みください。

なお、申込者多数の場合は、抽選としますので、申込書1枚で1名の申込みとしてください。

☆申込事項☆

- 参加希望会場
- 事業所名
- 所在地
- 連絡先（電話番号・FAX番号・E-mail）
- 受講申込者（所属・役職・名前・勤続年数・年齢）

☆申込締切☆

呉会場：平成16年7月8日（木）、広島・福山会場：平成16年8月5日（木）

【お問い合わせ・申し込み先】

広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3419 FAX 082-222-5521

E-mail syokinrou@pref.hiroshima.jp

主催 広島県

後援 広島労働局、広島市、呉市、福山市、(財)21世紀職業財団広島事務所、
(財)広島県女性会議、広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県経営者協会、
広島県中小企業団体中央会、広島県労働協会、中国新聞社、広島女性の活躍推進協議会

平成16年度ひろしま女性起業塾 受講者募集

お問い合わせ
広島県 商工労働部
新産業振興室
TEL: 082-513-3362

起業に必要な知識・技術を学びたい女性のためのセミナーです。
あなたの夢やアイデアを実現するビジネスプランを創りましょう。

- 【開催日】 平成16年7月24日(土)、31日(土)、8月7日(土)、21日(土)、9月4日(土)
- 【場所】 広島市まちづくり市民交流プラザ(広島市中区袋町6-36)(見学及び交流会を除く)
- 【内容】 ・起業に必要な知識について(法務、労務、経理・財務、マーケティング、資金調達等)
・先輩女性起業家の体験談・現地見学
・ビジネスプランの作成・発表
- 【対象者】 広島県内に在住・通勤・通学する、起業をお考えの女性
- 【定員】 30名 (起業の準備を具体的に進めている方を優先します。)
- 【受講料】 8,000円 (9/4の交流会参加費は別に徴収させていただきます。)
- 【申込方法】 所定の「受講申込書」に必要事項を記入の上、7月12日(月)(必着)までに
郵送、FAX、Eメール又は電話で下記へお申し込みください。
- 【申込・問合せ】 受講案内・申込書の送付をご希望の方はこちらまでご連絡ください。

株式会社 フュージョン 「ひろしま女性起業塾事務局」
〒730-0029 広島市中区三川町4-10 プリンセス並木4F
TEL: (082) 248-3322 FAX: (082) 247-7676
E-mail: fusion@fusion-j.co.jp

第3回ひろしまベンチャー助成金 ビジネスプラン募集中

ユニークなアイデア、新しい技術、斬新なビジネスプランを応援します。

- 【募集期間】 平成16年6月1日(火)～7月31日(土)(当日消印有効)
- 【助成内容】 助成金の交付
- ・個人の場合～ひろしまベンチャー育成賞, 3名程度(50万円～100万円)
 - ・法人の場合～ひろしまベンチャー奨励賞, 4社程度(100万円～200万円)
 - ・ひろしまベンチャー大賞～個人・法人を問わず, 1社(名)(300万円)
- 【助成対象】 広島県内に主たる事務所(事業所)を置くか、または広島県内に在住で新規性・独創性のある技術やビジネスプラン等を持つ、創業前または創業後研究開発段階にある将来有望な個人または法人。
- 【申込方法】 所定の「助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、申請書に記載の添付書類と共に「ひろしまベンチャー育成基金事務局」宛に、必ず郵便書留または配達記録にて、お申し込みください。

- 【申込・問合せ】 財団法人 ひろしまベンチャー育成基金事務局
〒730-8588 広島市中区紙屋町1丁目3-8(株式会社広島銀行 公務法人部内)
TEL: (082) 504-3861 FAX: (082) 245-7991
<http://www.hiro-venture.or.jp>

**広島県緊急雇用創出基金事業
中小企業特別委託事業対象企業の募集について**

1 概要

県では、国からの交付金を基に造成した基金を活用して、県や市町村が新たに企画した事業を民間企業等へ委託するなど、雇用機会の創出に努めています〔広島県緊急雇用創出基金事業〕。

平成15年度から、新たに中小企業の雇用安定や雇用機会の創出を目的として、一定の要件を満たす企業に対する事業の委託を進めています。(平成16年度終了)

2 中小企業特別委託事業の概要

(1) 委託の対象者

広島県内に事業所を置き、次の要件に該当する企業

ア 常時雇用する労働者の数が50人未満

イ (ⅰ) 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して3分の1以上減少

又は

(ⅱ) 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ直近の事業年度の売上高等生産指標が平成12年度又は3年前と比較して5分の1以上減少

※生産指標…生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標

(2) 実施要件

ア 事業費に占める人件費割合が5割を超えること。

イ 受託事業の実施に当たっては、期間中新たに失業者を雇用し、業務に当たらせること。

当該新規雇用者の人数は、

(1) イが(ⅰ)の場合 … 受託事業の業務に従事する全労働者数の10分の1以上であること。

(2) イが(ⅱ)の場合 … 受託事業の業務に従事する全労働者数の2分の1以上であること。

※緊急雇用創出基金事業として最低限の要件を示すものであり、具体的には実施事業ごとに条件が変わります。

(3) 委託期間

1企業あたり原則として6か月未満(平成15年度に当事業を受注した企業は、1回限りで3か月未満)

(4) 事業費の上限

前年同期の売上高等の2分の1

3 対象企業の募集

委託する具体的な事業は、県及び市町村が実情に応じて立案しますが、これに先立って要件に該当する企業を募集しています。

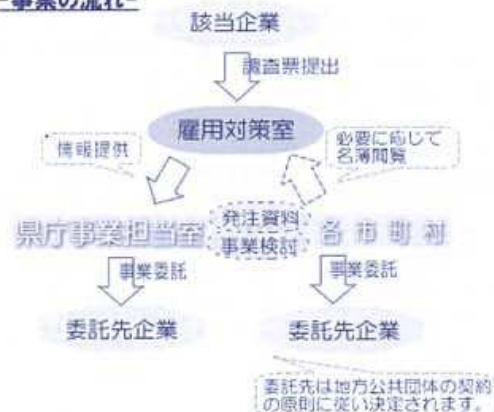
要件に該当し、事業の受注を希望される企業の方は、調査票を県庁雇用対策室へ提出してください。

提出期限：平成16年8月31日(火)

事業例、提出方法の詳細は、ホームページ「わーくわくネットひろしま」をご覧ください。直接お問い合わせください。

広島県商工労働部雇用対策室基金事業グループ
電話 (082) 513-3427 (ダイヤルイン)

-事業の流れ-



ワンストップ雇用労務情報提供システム

Work2Net わーくわくネットひろしま

<http://www.work2.pref.hiroshima.jp>

緊急雇用創出基金事業の情報は、

県庁雇用対策室のボタンからご覧ください。



あびく

「ひろしま若者しごと館」がオープンしました！

「ひろしま若者しごと館」は、雇用環境が厳しい若年者の就職を支援するため、就職関連情報の提供から職業適性診断、キャリア・コンサルティング、職業紹介など幅広い雇用関連サービスをワンストップで提供する拠点として、平成16年6月1日（火）にオープンしました。

当館では、こうした若年者への総合支援により、若年者のキャリア形成や求人・求職間のミスマッチの解消などを目指します。

事業主の皆様におかれましても、次のしごと館事業に対しまして、ご理解とご協力をお願いします。

- インターンシップや職場見学等の受入れ企業を募集しています。
 - 高校・大学等卒業予定者を対象とした就職ガイダンスの参加企業を募集しています。
 - ハローワーク広島・広島東管内の、新卒者向け求人を受け付けています。
- ※ 若年者トライアル雇用の受入れについてもお願いします。

1 開館時間

8時30分～17時（土日、休・祝日、年末年始は閉館）

※ ヤングジョブスポットは9時～17時

2 場所

広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル5階及び3階

※ 東急ハンズ広島店のすぐそばです。

【交通アクセス】 広島電鉄立町電停から徒歩1分

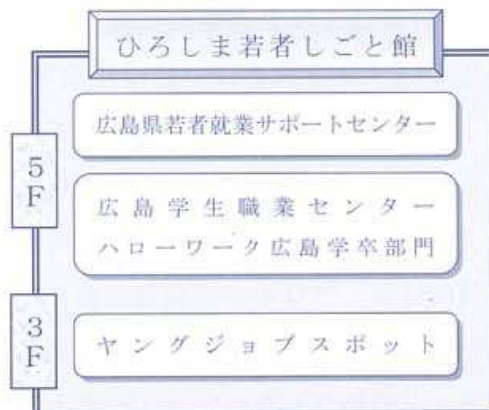
3 問い合わせ先

TEL (082) 224-1032

E-Mail : shigotokan@wakamono.org

4 構成機関【運営機関】

- 広島学生職業センター、ハローワーク広島学卒部門【厚生労働省広島労働局】
- 広島県若者就業サポートセンター【広島県】
- ヤングジョブスポット【(独)雇用・能力開発機構広島センター】





【質問】

ある会社に採用となり、1か月经ちました。「6か月間は試用期間とする。」という辞令をもらっていたのに、「明日から来なくてよい。」と言われました。こんなことが許されるのでしょうか。

【回答】

試用期間中でも、労働者を解雇するには、解雇に値する客観的に合理的な理由が必要であり、14日を超えて雇用されている場合は、労働基準法に基づく解雇予告が必要です。

試用期間中の解雇は通常の解雇よりも広い範囲で自由が認められていますが、まったく自由というわけではなく、解雇に準じた制限を受けています。

試用期間とは

試用期間が何であるかはケースによって異なりますが、判例は、通常の試用期間については、「解約権留保付労働契約」であると考えています（三菱樹脂事件・最高裁判決 昭48・12・12）。試用期間について、この期間はテスト期間であり、これに合格した後に本契約となるといったイメージを持ちますが、判例はそうではなく、試用期間は既に本契約であって、その予約でも、本契約とは別個のテスト契約でもないということです。こ

れは、次のような日本の試用期間の実態を踏まえるものです。すなわち、新卒者の採用の場合に特に顕著ですが、日本の企業は（少なくとも今までは）、具体的な職業能力の点では白紙の学生・生徒を採用し、入社後のOJT（On the Job Training：日常職務に基づいた訓練）を中心として長い期間かけて企業に必要な職業能力を養成していくのが普通です。短い試用期間（3か月が平均です。）中には具体的な職業能力を評価することはとてもではないができない相談です。従業員としての能力・適性や将来性について極めて一般的な評価ができる（従業員としてやっていけそうとか、どうにもならないなど）というのが精いっぱいでしょう。このようにテストの意味があまり大きくない試用期間の実態に照らすと、試用期間は既に本契約であるという判例の見解は妥当なものと思われます。

試用期間中の解雇

試用期間中の解雇については、試用期間が労働契約ではあるが「解雇権留保付」のものであるということが関係してきます。その意味は、先の最高裁判決によれば、このように留保された解約権に基づく解雇は、通常の解雇よりも広い範囲で解雇の自由が認められるというところにあります。本採用後の労働者なら解雇できない事由でも、試用期間中の労

コーナー



働者なら解雇できるという場合があるということです。大雑把な評価しかできないとはいえ、試用期間が採用した労働者の能力・適性などを評価するテスト期間であることは完全には否定できませんから、この間は、解雇に通常の場合よりも自由を認める必要があるというのがその理由です。

しかし、試用期間は既に本採用であるというのが基本ですから、最高裁判決の判示しているように、留保された解約権に基づく解雇も「客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認され得る場合にのみ許される」のであって、まったく自由ということはありません。能力や適性の不足に関して具体的に根拠を示す必要があり、また、それが解雇事由として妥当なものかどうかは上記の基準に照らして客観的に判断されます。(判例により確立された解雇権濫用法理は、H16.1.1施行の労働基準法第18条の2で明文化されました。)

なお、労働者を解雇する場合には原則として解雇予告制度の適用がありますが(労基法第20条、第21条)、試用期間中の労働者に関しては、「14日を超えて引き続き使用されるに至った場合」に初めて同制度の適用を受けることになります(労基法第21条)。

以上のことを踏まえ、解雇の理由が就業規則等の規定に基づいたものであるかどうか、

また、上記の判例基準に合うものであるかどうかの確認が必要です。また、14日を超えて雇用されている場合の即時解雇ということになれば、解雇予告手当の請求もできます。

雇用・労働相談窓口を御利用ください

県では、広島、福山及び三次に雇用・労働相談窓口を設けています。

解雇・転勤・賃金などの労働条件の問題や就職、職業能力の向上等について、無料で相談に応じています。(秘密厳守)

お気軽に御利用ください。

広島：県庁東館3階 雇用労働情報コーナー

電話 082-225-1561

082-225-1562

エソール広島 雇用労働相談室

(土曜日のみ)

電話 0120-570-207

福山：県福山地域事務所第2庁舎1階

雇用労働情報コーナー

電話 084-921-1411

084-921-1412

三次：県備北地域事務所第3庁舎1階

雇用労働情報コーナー

電話 0824-63-5243

また、県内各地から無料で電話相談できるサポートダイヤルも御利用ください。

フリーダイヤル 0120-570-207

独立・起業や新規事業を行う子会社の設立を支援します！

(地域雇用受皿事業特別奨励金が使いやすくなりました！！)

支給を受けることができる条件

★次のような法人を新たに設立すること。(子会社の場合は既存の会社で行っていない新たな事業を行う法人に限ります。)

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、NPO法人、企業組合、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、社会保険労務士法人など

★次の事業(地域に貢献する事業)を主たる事業として行うこと。

①個人向け・家庭向けサービス ②社会人向け教育サービス ③企業・団体向けサービス ④住宅関連サービス ⑤子育てサービス
⑥高齢者ケアサービス ⑦医療サービス ⑧リーガルサービス ⑨環境サービス ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

★次のいずれにも該当するものを継続して雇用する労働者として3人以上雇い入れること(うち1人以上は非自発的離職者であることが必要です)。

①常用労働者又は短時間労働者(うち1人以上は常用労働者) ②雇入れ日現在で65歳未満の者 ③雇入れ後3ヶ月以上経過した者
④法人設立の日から1年6ヶ月以内に雇い入れた者

※30歳以上の雇用調整方针对象者又は再就職援助計画対象者(以下「方针对象者等」といいます。)、非自発的離職者の雇入れ状況により、創業経費の支援の上限額が異なります。

★創業経費の支援

法人設立後6ヶ月間に支払った経費の3分の1が支給されます。方针对象者、非自発的離職者の雇入れ状況により上限があります。
(創業支援対象者の雇入れ人数が5人以上の場合350万円から500万円、3～4人の場合150万円から300万円)

★雇入れの支援

法人設立後1年6ヶ月間に雇い入れた創業支援対象者のうち、30歳以上の非自発的離職者1人当たり30万円(短時間労働者は1人当たり15万円)が支給されます。(上限100人分)

手続きなどの詳細については、(財)産業雇用安定センター地方事務所URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>
TEL0670-005440(全国共通番号:最寄りの地方事務所につながります。)にお問い合わせください。

広島労働局・(財)産業雇用安定センター広島事務所

巡回雇用労働相談会のお知らせ

仕事を探している人、職場のトラブルで悩んでいる人からの雇用、労働、能力開発などに関する相談に、
弁護士や社会保険労務士、県の関係機関が応じます。

相談料は、無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◆時間・場所

	実施年月日	実施時間	実施場所
大竹地域	平成16年 7月 9日(金)	13時～18時	大竹市立図書館
府中市地域	平成16年 7月26日(月)	13時～18時	府中市文化センター
三原地域	平成16年 8月 3日(火)	13時～18時	三原能力開発支援センター
呉地域	平成16年 8月24日(火)	13時～18時	つばき会館
廿日市地域	平成16年 9月 2日(木)	13時～18時	廿日市市商工保健会館
東広島地域	平成16年 9月 8日(水)	13時～18時	東広島市中央公民館
因島地域	平成16年10月 7日(木)	10時～15時	因島市民会館
竹原地域	平成16年10月20日(水)	12時～17時	竹原市民館

問い合わせ先 広島県商工労働部労政管理室 電話082-513-3411



第77回 全国安全週間

危険をみつけて取り組む改善 トップの決意とみんなの実行

2004. 7. 1 → 7. 7 準備期間 6. 1 → 6. 30

趣 旨

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年に初めて実施されて以来一度も中断されることなく続けられ、本年度で77回目を迎えます。

準備期間中に実施する事項 6/1～30

1. 計画、設計段階での安全性の確保
2. 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施
3. 安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化
4. 生産設備の安全化
5. 安全作業マニュアルの整備
6. 作業者の安全意識の高揚
7. 労働安全衛生マネジメントシステムの確立
8. 交通労働災害防止活動の推進
9. 高年齢労働者の安全対策の促進
10. 労働時間等労働条件の適正化の促進
11. 快適な職場環境の形成の促進

労働災害の発生状況の推移



本週間に実施する事項 7/1～7

1. 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
2. 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
3. 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
4. 安全表彰を行う。
5. 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
6. 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
7. 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
8. 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
9. 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
10. その他本週間にふさわしい行事を行う。

労働安全衛生マネジメントシステムの確立



①PDCAサイクルによる安全衛生水準の向上
計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Act)の活動によって安全衛生水準の向上

②安全衛生のノウハウの継承
関係者の役割、責任、権限などを文書化することにより明確にし、安全衛生のノウハウを継承

③潜在的危険性の低減
機械、設備、化学物質等についての危険、有害要因が取り除かれ、潜在的危険性を低減

お問い合わせは、広島労働局労働基準部安全衛生課(082-221-9243)
または最寄りの労働基準監督署まで。

7月は県内製品愛用運動の強調月間です。

いいモノいっぱい。



私たちの身近に、いいモノってたくさんあるんだよね♪

でしょ、でしょ、おしゃれなに
…お化粧用のや趣味のまで。
ワタシのもの、ぜーんぶひろしま製品。そう
そう、それに大好きなももも、
広島生まれだね。

「選ぶなら身近な良いものひろしま製品」

今日もまた、ひろしま製品買っちゃった。

21ひろしま県内製品
愛用運動推進協議会

構成団体
広島県・広島市・広島県商工労働政策会・広島県庁長官
広島県町村会・広島県商工労働政策会・広島県中小企業団体中央会
事務局
〒730-0011 広島市中区基町10-52 広島県商工労働政策会

広島県の主要労働経済指標（対全国比）

項目 年月	求人求職の動き(除学卒・含パートタイム)								物 価 の 動 き			
	有効求職者数 ①		有効求人数 ②		有効求人倍率 ②/①		完全失業率		消費者物価指数12年:100		家計消費支出(勤労者世帯)	
	広島県	全 国	広島県	全 国	広島県	全 国	中国地方	全 国	広島市	全 国	広島市	全 国
	人	千人	人	千人	倍	倍	%	%			千円	千円
14年平均	61,546	2,768	38,621	1,486	0.63	0.54	4.3	5.4	98.5	98.4	368.1	330.7
15年平均	58,843	2,597	44,328	1,670	0.75	0.64	4.3	5.3	98.1	98.1	348.5	325.8
16年2月	51,643	2,351	52,046	1,882	0.95	0.77	(1～3月) 4.4	5.0	97.5	97.7	447.7	314.4
16年3月	55,846	2,532	56,968	2,085	0.96	0.77		4.7	97.5	97.9	414.4	348.2
16年4月	59,673	2,689	55,086	2,016	0.97	0.77		4.7	97.7	97.9	353.4	366.0
資料出所	全国：厚生労働省 広島県：広島労働局								県 生 活 統 計 室			

注1) 有効求人倍率は季節調整値で表記している。

注2) 失業率は、労働力調査(総務省統計局)による。

注3) 消費者物価指数については平成12年平均=100とした数値を掲載している。

区 分	広 島 県			全 国		
	実 数	指 数	前年比(%)	実 数	指 数	前年比(%)
現金給与総額(円)	308,553	78.8	△ 4.1	314,446	79.7	△ 2.8
(実 質)	—	81.0	△ 3.6	—	81.8	△ 2.7
きまって支給する給与(〃)	294,900	97.1	△ 0.4	301,215	98.4	0.5
(実 質)	—	99.8	0.1	—	101.0	0.6
所 定 内 給 与 (〃)	265,240	94.7	△ 1.6	275,481	97.8	0.2
所 定 外 給 与 (〃)	29,660	124.5	10.8	25,734	—	3.0
特別に支払われた給与(〃)	13,653	—	△45.5	13,231	—	△44.7
総実労働時間(時間)	161.2	101.8	4.4	158.7	102.7	5.5
所定内労働時間(〃)	146.4	99.7	4.1	145.7	102.0	5.7
所定外労働時間(〃)	14.8	127.6	7.0	13.0	111.1	6.2
出勤日数(日)	20.0	—	※ 0.4	20.1	—	※ 0.9
常用労働者数(人)	536,230	95.8	0.7	24,640千	95.3	△ 0.3
一般労働者(〃)	432,331	93.3	1.0	19,514千	91.9	△ 0.9
パートタイム労働者(〃)	103,899	108.1	0.2	5,126千	115.1	3.4
パートタイム労働者比率(%)	19.4	—	※△ 0.1	20.8	—	※ 1.8
入 職 率 (〃)	1.36	—	※ 0.12	1.70	—	※ 0.04
離 職 率 (〃)	2.25	—	※ 0.25	2.12	—	※△0.15

毎月勤労統計調査地方調査結果 平成16年3月分(30人以上, 調査産業計) 資料出所：県経済統計室, 厚生労働省

注1) 指数は平成12年=100とした数値を掲載している。

注2) △は減, ※は差を示す。

注3) 実質賃金指数は、名目賃金指数を広島県分は広島市消費者物価指数で、全国分は全国消費者物価指数(いずれも総務省統計局作成)で除したものである。

在宅ワーク支援センター福山を開設します！

～広島県委託事業・在宅ワーク支援事業～

(財)広島県女性会議では広島県の委託を受け、育児や介護などのために自宅を離れて働くことが困難な人や、在宅での多様な働き方を希望する人の就業を支援するため、在宅ワーク等の仕事・希望者の登録・あっせん、相談及び技術指導等を実施しています。

7月13日から福山地域でも事業を実施します。

在宅ワークの仕事の発注事業主、就業希望者の御連絡をお待ちしています。



今すぐ仕事を頼みたい
人を探す時間も
経費もないよ

場 所：福山市男女共同参画センター（イコールふくやま）内
（福山市西町1-1-1 福山ロッソ地下2階）

開設日時：火・木・土（祝日を除く） 13時～17時

電話 084-991-5101（7月13日から）

業務内容：一般作業（編物、手芸、洋裁、封入作業他）

パソコンによる在宅ワーク（文書入力、テープ起こし、ホームページ作成他）

このほかの業務についても可能な限り対応しています。まずはご相談ください。

登録・あっせんは無料です。

問い合わせ先：在宅ワーク支援センター広島（電話：082-242-5261）



一般事業主行動計画の策定 始められていますか

平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国や地方公共団体による取組とともに、事業主も仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（「次世代育成支援対策」）を進めるための行動計画を策定・実施することとされています。

このため、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて「一般事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日以降速やかに広島労働局へ届け出なければなりません。また、300人以下の労働者を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届け出るよう努めなければなりません。

事業主が行動計画を策定・実施し、一定の基準を満たした場合、広島労働局へ申請を行うことにより認定を受けることができ、その旨を示す表示（マーク）を、広告、商品、求人広告などにつけることができます。優秀な人材の確保や自社のイメージアップといった効果が期待できます。

☆一般事業主行動計画は、1つの企業について1つの行動計画を策定していただきます。

☆行動計画を策定した主たる事業所は、その所在地を管轄する都道府県労働局長に、その旨を届け出ることとなっています。広島県内に本社がある場合は、広島労働局長にその旨を届け出ることとなっています。（一般事業主行動計画自体の届出は必要ありません。）

☆詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。また、策定、届出についての「一般事業主行動計画策定マニュアル」を用意しておりますので、ご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

【お問い合わせ先】 広島労働局雇用均等室 電話 082-221-9247

〈表紙の説明〉

勤労青少年福祉法では、7月の第3土曜日を「勤労青少年の日」と定め、各都道府県等は、この日を記念して各種の行事を開催して

います。今年度、広島県では、7月10日（土）～7月11日（日）に国立江田島青年の家において、フォーラムや交流会を開催します。

ひろしま労働 No.358

平成16年7月1日発行

広島県商工労働部雇用労働総室勤労者福祉室

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-223-6014 FAX 082-222-5521